

1. 基本情報

評価対象年度 (30 年度)

| | | | | | | | |
|------------|-----------|-------------------------|------|-------------|--|------|-----|
| 施策コード | 212 | | 施策名 | 障害者・障害児の支援 | | | |
| 将来像 | 2 | 健康でともに支え合うまち(「支え合い」の分野) | | | | | |
| まちづくりの基本目標 | 21 | ともに支え合って生活するまち | | | | | |
| 主担当部 | 健康福祉部 | | 主担当課 | 障害福祉課 | | 主担当係 | 庶務係 |
| 担当者 | 小山 利臣 | | 役職 | 生活・障害福祉担当部長 | | 内線 | 160 |
| 関係課 | 地域包括ケア推進課 | 生涯学習スポーツ課 | | | | | |

2. 施策の方向

| | | | | | | |
|--------|--|---------------------|--|--|--|--|
| 10年後の姿 | 障害のある人を地域で支える輪が広がり、一人一人の個性と意思が尊重されたまちがつけられているとともに、障害のある人が心豊かにいきいきと暮らしています。 | | | | | |
| 施策の方向性 | 1 | 障害者(児)の自立した生活を支援します | | | | |
| | 2 | 障害者(児)の社会参加を促進します | | | | |

3. 構成事業の状況

(単位:千円)

| No. | 事務事業名 | 実行計画 | 施策の方向性 | 担当課 | 平成29年度決算 | 平成30年度決算 | 平成31年度予算 |
|-------------|-----------------------|------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 0103010801 | 障害者福祉総務事業 | 対象 | すべて | 障害福祉課 | 2,332 | 2,222 | 5,698 |
| 0103010802 | 自立支援給付事業 | | 1 | 障害福祉課 | 1,911,978 | 1,971,737 | 1,976,077 |
| 0103010803 | 地域生活支援事業 | | すべて | 障害福祉課 | 78,538 | 80,387 | 81,281 |
| 0103010804 | 障害者在宅介護事業 | | 1 | 障害福祉課 | 3,004 | 3,006 | 3,929 |
| 0103010805 | 障害者福祉手当等事業 | | すべて | 障害福祉課 | 270,110 | 267,195 | 273,899 |
| 0103010806 | 障害者施設運営助成等事業 | | すべて | 障害福祉課 | 90,973 | 88,166 | 87,906 |
| 0103010807 | 障害者福祉センター運営管理事業 | 対象 | すべて | 障害福祉課 | 98,436 | 155,519 | 106,817 |
| 0103010808 | 障害者就労支援センター運営管理事業 | 対象 | 2 | 障害福祉課 | 21,542 | 21,542 | 21,542 |
| 0103010809 | 障害者計画・第5期障害福祉計画策定事業 | 対象 | すべて | 障害福祉課 | 3,526 | | |
| 0103021001 | 子どもの発達支援・交流センター運営管理事業 | 対象 | 1 | 障害福祉課 | 82,647 | 84,226 | 83,223 |
| 0110060104 | 体育等振興事業 | 対象 | 2 | 生涯学習スポーツ課 | 1,542 | 2,845 | 3,222 |
| 総事業費(施策の合計) | | | | | 2,564,628 | 2,676,845 | 2,643,594 |

4. まちづくり指標

| 指標情報 | | | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和3年度 | 令和7年度 |
|------|------|------------------------------|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| ① | 名称 | 障害のある方が地域で支えられていると感じると思う人の割合 | | 目標値 | — | — | — | 50.0 |
| | 説明 | | 単位 % | 実績値 | 35.0 | 35.0 | | |
| | 抽出方法 | 市政世論調査(平成29、令和2、5、8年度実施) | | 達成率 | — | — | | |
| ② | 名称 | 障害のある方に対して理解や配慮をしている人の割合 | | 目標値 | — | — | — | 75.0 |
| | 説明 | | 単位 % | 実績値 | 66.4 | 66.4 | | |
| | 抽出方法 | 市政世論調査(平成29、令和2、5、8年度実施) | | 達成率 | — | — | | |

5. 評価(平成30年度実績に対する)

| 評価基準 | 評価※ | 評価理由 |
|---|-----------------------------|---|
| 投入財源・成果(「3. 構成事業の状況」「4. まちづくり指標」)に対する評価 | 総合評価(成果、投入財源等を総合的に評価) 維持 | 居宅介護等の介護給付事業及び、就労支援・グループホーム等の訓練等給付事業、放課後等デイサービス等の障害児支援事業等、様々な障害福祉サービスの適切な提供を行った。また、市の委託により運営している障害者福祉センター及び、子どもの発達支援・交流センター、就労支援センターの各事業を通して、障害のある方が日々の生活を送る上で、充実した支援を行うことができた。その他、各センターにおけるふくしセンターまつりや発達障害の理解促進に関する講演会の実施等により、障害のある方に対して、市民の理解が進んだ。 一方で、市政世論調査では、障害のある方の地域で支えられているという意識が比較的低く、課題となっている。 |

6. 施策を取り巻く環境

| 外部要因 | 状況 | 外部要因に対する評価 | 評価理由 |
|----------------|---|---------------|---|
| 市民ニーズの状況 | 市政世論調査では、「障害のある方が安心して働ける仕組みの充実」、「相談等の窓口の充実」、「緊急時等に一時利用のできる施設の充実」に対するニーズが高まっている。 | 3.施策の必要性を高める | これらのニーズに応える取り組みの必要性を一層高める。 |
| 将来人口の推移 | 今後、親と障害のある方本人の高齢化が進む。 | 3.施策の必要性を高める | 共同生活援助サービス等の利用希望が高まる。 |
| 他自治体との比較 | 各自治体の状況は異なり、それぞれニーズに即したサービスを展開していく。 | 1.施策遂行に役立つ・有利 | 他市が先行して取り組んでいる事例等は市の潜在的可能性もあり、新たな事業実施の際、参考にできる。 |
| 民間企業・NPO・市民の動向 | 社会福祉法人や民間企業からの障害福祉サービス事業への新規参入が見受けられる。 | 1.施策遂行に役立つ・有利 | 市民からの障害福祉サービスの利用希望に応えるとともに、利用者による選択の幅が増す。 |
| 法・制度改正の動向 | 障害者差別解消条例の施行、障害者総合支援法の3年後の見直し等が実施された。 | 1.施策遂行に役立つ・有利 | 「10年後の姿」を実現するための欠かせない法整備である。 |

7. 施策を進める上での課題

| | | | |
|-------------|--|----------|-----------------|
| 施策を進める上での課題 | 「10年後の姿」を実現するために、障害のある方の多様なニーズに対して、それに対応する障害福祉サービスは概ね提供できている。今後、公設民営の障害者福祉センターで平成29年度まで実施していた短期入所事業や地域活動支援センター、日中一時支援等について、他事業所での支障のない事業継続が求められる。また、障害福祉サービスの担い手であるヘルパー不足が顕在化しており、地域自立支援協議会でもヘルパー確保の必要性が指摘されている。 | | |
| ① 関連する事務事業名 | 障害者福祉総務事業 | 自立支援給付事業 | 地域生活支援事業 |
| 現在の取組状況 | 障害者福祉センターで終了したサービスについては、民間法人による事業所での利用が進んでいて、ほぼ支障のない事業継続が図られている。ヘルパー不足については、地域自立支援協議会での提案を受けて同行援護（視覚障害者向け外出支援）ヘルパー養成研修を開催することとした。 | | |
| 令和2年度以降の取組 | 多様な障害福祉サービスを必要とする方に提供していく。 | | |
| 施策を進める上での課題 | 障害のある方に対して地域で支える輪を広げ、理解と尊重が生まれるよう、障害者差別解消法の適切な対応が求められる。 | | |
| ② 関連する事務事業名 | 障害者福祉総務事業 | | |
| 現在の取組状況 | 障害者差別の解消を効果的に推進するため、地域の様々な関係機関が差別解消の取り組みを主体的に行うネットワークとしての、障害者差別解消支援地域協議会の設置について検討し、清瀬市地域自立支援協議会の権利擁護部会に併設する形で設置した。 | | |
| 令和2年度以降の取組 | 東京都の障害者差別解消に関する条例の制定を受け、市条例について検討する。 | | |
| 施策を進める上での課題 | 障害者総合支援法施行3年後の見直しにより、平成30年4月1日に新規サービスの創設と既存サービスの改正が実施されたほか、サービスの報酬改定も行われた。これらの適正、着実な対応が求められる。 | | |
| ③ 関連する事務事業名 | 自立支援給付事業 | 地域生活支援事業 | 障害者福祉センター運営管理事業 |
| 現在の取組状況 | 障害者福祉サービスの新設及び改正については、第5期障害福祉計画に基づき対応した。報酬改定では、早急な対応が必要なものから取り組み、特に放課後等デイサービス事業では、報酬区分の判定のため全利用者と面談を実施するなど半年をかけて対応した。なお、今般の報酬改定によって一部サービスの基本報酬がマイナス改定されたことで、障害福祉サービス事業所の減収を招いている。 | | |
| 令和2年度以降の取組 | 報酬改定により、障害福祉サービスによっては報酬の減少が発生し、事業継続にも影響を及ぼすために動向を注視し、場合によっては東京都等に働きかける。 | | |